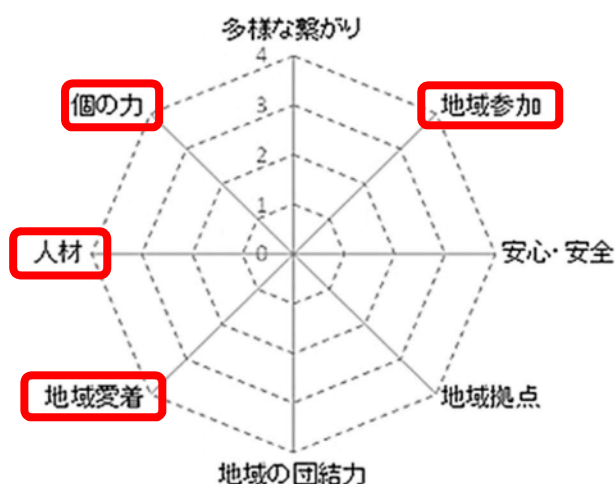


支え合い活動立ち上げ編

1 参加推奨モデル



支え合い活動（ボランティア活動）は地域のニーズを出発点に活動を行うことが大切です。

2 地域のニーズをつかむための調査

支え合い(ボランティア)活動を行うためには、ボランティアに関するニーズが不可欠です。私たちが住んでいる地域に、「そのボランティア活動」が必要なのかと思う人もいます。また、自分は必要だと感じているけれど、地域としてニーズがあるのかどうか不安な方もいると思います。

このような疑問や不安を解消するために、地域のさまざまな方からのヒアリングやアンケート調査を実施してみたいかがでしょうか。「ボランティア活動」を立ち上げるには地域のニーズをつかむことが重要です。

また、アンケート項目を工夫することによって、ニーズをつかめるだけでなく担い手であるボランティアの確保ができたり、有償か無償かを検討する際の参考になる意見も把握できると思います。

アンケートを実施するには「対象者をどうするか」、という課題がありますが、自分たちが活動しようと思っている地域でアンケートを取ることが必要となります。そのため、町会・自治会など、地域に密着した団体と連携・協力してアンケートを実施することをお勧めします。

なお、このような検討を行う場合に、麻生区役所が発行している「地区カルテ」なども有効です。

「地区カルテ」は、各地域における地域資源情報、統計情報などを基に地域の特徴や課題などをまとめたものです。麻生区では町別単位で地区カルテを公開していて、行政と地域の方々が、地域の特性や地域課題を広く共有し、課題解決に向けた取り組みを考えていくためのツールです。

地区カルテは、ボランティア活動の立ち上げを検討する際の、有用なツールと言えます。

<https://www.city.kawasaki.jp/asao/page/0000116972.html>

3 発起人について

ボランティアの立ち上げは、町会・自治会長や民生委員、熟練のボランティア活動者など「この人じゃないと立ち上げられない」というわけではなく、「やってみたい」という気持ちがあればどなたでも立ち上げることが可能です。

また、何人以上集まらないとボランティア活動は始められないといったことは特にありません。数名から数十名まで様々です。活動内容や対象とする地域の広さによって必用となる活動人数が決まります。

最初は大変な面もあるかもしれませんが、このような活動を通じて、仲間達との出会いや絆が強まり、生きがいつくりと社会的な意義や役割を持つことにつながります。

4 ボランティアの募集方法

ボランティアの募集方法は様々ですが、最も効果的なのが口コミと町会・自治会などの回覧板や掲示板です。中でも知っている人を直接誘って活動に巻き込みながら、輪を広げていく口コミが最も確実な募集方法となります。

5 活動エリアについて

地域の概念は様々で班や組などの単位から、町会・自治会、小学校エリアなど、様々な大きさを分けられていると思います。このような既存の圏域を活用して活動エリアを決めるとわかりやすいと思います。

6 支援対象者について

どのような方々を支援対象とするかについても、地区によって異なります。初期調査で実施したヒアリングやアンケートの結果を活用することが大切です。

アンケートの結果によっては、ひとり暮らしのお年寄りだけを対象にすることもあるでしょうし、子育てに悩んでいる方が多い地域では乳幼児がいる世帯までを対象とすることも可能です。地域の実情に合わせるためにも、ニーズを丁寧に把握し、よく話し合っていくことが重要です。

7 断る力も大切

「ボランティア活動」は近隣に困っている人がいた時に、「お互いさま」の気持ちで支え合うという「互助的」「福祉的」な気持ちが原則となります。

このため「民間の業者に頼むよりも安いから利用しよう」と考えている方には「ボランティア活動」の趣旨をしっかりと説明し、理解されない場合は利用をお断りする姿勢も大切です。

8 無理をせず継続することが大切

「できる事」を「できる時」にお手伝いするのが「ボランティア活動」の基本となります。このためボランティアメンバーが得意な事、もしくはできる範囲の事が活動内容となります。メンバーの特技を活かして活動することが大切です。

地域型ボランティア団体が行っている主な取組は次の通りです。

- ・買い物支援 ・掃除の手伝い ・草取り ・枝払い ・食事の準備 ・話し相手
- ・ゴミ出し ・電球の交換 ・家具の移動 ・簡単な大工仕事 ・散歩の付添い
- ・見守り支援 ・ペットの世話の手伝い ・徒歩及び公共交通機関による病院の付き添い

ボランティア活動は、資格や許可が必要な活動や専門性を伴う活動、例えば食事の介助や着替えの手伝い・身体を拭くなどといった身体介護にあたる活動までは原則として行いません。また、ボランティアの身に危険が多いと思われる活動、例えば高所での作業等はお断りすることもできます。

また、車での送迎は注意が必要です。道路運送法第78条では「自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、～中略～ 有償で運送の用に供してはならない。」と定められていますし、無償だとしても事故による賠償責任などのリスクは常にありますので、自動車での送迎については十分な検討が必要です。

9 活動に必要なとなる備品について

ボランティア活動に最低限必要なものは何かと考えると「電話」や「メール」などの**連絡先**となります。ただし、個人の電話ですとその方だけが連絡の対応をすることになり負担が大きくなるため、当番制で持てる携帯電話などが有効となります。

10 活動資金について ※P57-58 各種支援・助成金制度一覧参照

多くのボランティア団体は、寄付や賛助会費を募ったり、要らないものを持ち寄ってフリーマーケットに参加したりすることで資金を集めています。フリーマーケットへの献品も町会・自治会を通して募集すれば、意外にたくさんの商品が集まります。

また、「ボランティア活動」に対しては社会福祉協議会やボランティア活動支援団体（市民活動支援センター等）などからの助成制度もあります。なお、助成制度は対象になる経費や限度額、申請時期など、制度によって異なるため、全ての活動が助成されるわけではありません。まずは、様々な助成制度の情報を手にいれて、何にどれくらいの資金が必要なのか考えてから相談することをお勧めします。

11 有償・無償ボランティア

ボランティア活動の有償・無償については「ボランティアは無償じゃなければならない」とか、「利用料金が無償だと利用者が気を使うから、気持ちばかりの料金は頂こう」など様々な意見があります。これには正解はないと考えられます。活動メンバー、支援対象者、地域などの声を聞いて決定するほうがいいのではないのでしょうか。有償・無償については以下のおおむね5パターンが考えられます。

- ①利用料金は無償で、ボランティアへの対価も無し
- ②利用料金は無償で、ボランティアには必要実費のみとする（交通費など）
- ③利用料金は有償で、その全てを会の活動費・運営費に充てている
- ④利用料金は有償で、その一部をボランティアへの対価とし、残りを会の活動費・運営費に充てる
- ⑤利用料金は有償で、その全てをボランティアへの対価としている

近年では④のパターンを取り入れている団体が多く、次に③と⑤のパターンを取り入れている団体が増えています。なお、有償にしている団体の全てが、料金以外のお礼を受け取ることは禁止しています。

①有償の理由

- ・無償だと利用者が逆に気を使って高価な御礼を用意してしまうから
- ・ボランティアを確保するために、実費弁償分程度の対価は必要と考えたから

②無償にした理由

- ・ボランティア活動は無償が当たり前と考えているから
- ・ボランティアとして金銭を受け取ることに抵抗があるから

ユニークなルールとしては、ボランティアが有償で活動するか無償で活動するかは利用者が選択して、有償を選択した場合には、ボランティアは対価を受け取るというシステムもあります。

また、直接現金でのやりとりのトラブルを防ぐためにチケット制度を導入している段代が増えています。利用者に事前にチケットを購入してもらい、実際に活動した人が活動時間に合わせてチケットを受け取り、その後事務局を通して、チケットを基に報酬を受け取る方法です。

このような方法で直接の金銭のやり取りをなくすことでトラブルを減らすことができます。

1 2 団体の規約・規程について

規約、会則、規程、要綱といった基本的なルールを設けることが大切です。会の運営をスムーズに行うために、最低限の規約や規程は作っておいた方がいいでしょう。

なお、規約は容易に変更ができませんので細かいことまで決めてしまうと地域のニーズに応じた柔軟な対応が困難となります。後々変更が考えられる事については「規程」や「内規」として定めておくことも可能です。

また、規約を作成するときには、会の目的や設立趣旨を明確にしておくことで、初心を忘れずに活動していくことができるでしょう。

1 3 活動の届け出について

基本的に法人格を取らないのであれば、会社のように登記しなければいけない等の届出の義務はありません。

ただ、自分たちの活動を知ってもらうためには、地域で活動している団体、具体的には町会・自治会、地区民児協、地区社協、老人クラブや、その地域で支援を要する高齢者の状況を把握している地域包括支援センター、介護関係事業者などに会の概要を説明し、自分たちの活動を理解してもらうことで協力が得られる可能性があります。

また、活動中の事故に備えるためにも保険に加入しておくべきです。

ボランティアの方に対価があるかないかで手続きの仕方が違いますので、注意してください。

① 対価がない場合

麻生区・川崎市のボランティアセンター

② 対価がある場合

全国社会福祉協議会による「福祉サービス総合補償」という保険制度があります。また、この保険以外に民間

の各保険会社にも、同様の保険がありますので、各保険会社にお問い合わせください。

14 活動について相談できる組織・団体 ※ P59 連絡先一覧参照

- 麻生区役所地域みまもり支援センター
- 地域包括支援センター
- 麻生区社会福祉協議会